

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談（6-8）

2. 日時

令和2年12月11日（金）13時20分～15時00分

3. 場所

原子力規制庁 13階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、武田専門職、田邊専門職、上原技術参与、吉村技術参与

上出安全審査官、田尻安全審査官、大岡専門職

三菱原子燃料株式会社

富永執行役員、他9名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：6次申請第1回補正に対するコメントへの対応状況

資料2：6次申請第1回補正と12月4日面談コメント反映案の比較（速報版）

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、規制庁アリタですそれではただいまから、三菱原子燃料の第6次施設工認の面談を開始します。本日の面談は、
0:00:13	8月3日付けで申請があり、10月30日に補正があった、6次設工認についてで、
0:00:20	この事実確認で議題として主に四つございます。1点目はまず前回の事実確認、
0:00:29	前回確認をした設備に関する
0:00:33	火災溢水関係建物に関する溢水汚染防止遮へい、それについて本日の配付資料として回答と、コメント反映案をもらってますのでそれを踏まえての追加の確認があるか。
0:00:51	それが終わりました次、二つ目としましては、放射性廃棄物の廃棄施設、これについての事実確認で、条文としては主に廃気と換気になると思うんですがその他閉じ込めとか関係あるものを適宜聴いていきます。
0:01:09	三つ目としては建物の地盤、地震、不法侵入に係る事実確認を行います。
0:01:15	最後、その他としましては、今までに挙げた三つの議案に限らず、これまで確認した各条文で追加の指摘があれば適宜聞いていきます。
0:01:29	それではまず、前回の回答としてもらっている配付資料の関連で追加の指摘とかありますでしょうか。
0:01:41	はい。規制庁タナベでございます。更問としましてページ198ページの仕様表、遠心分離機洗浄用について確認の指摘をさせていただきます。
0:01:56	こちら遠心分離機洗浄用ですが、4-1の設7、全濃度での評価が該当しない旨の回答がありました。ただちょっとやはりですね中身を見てみると、以下の点、今から申し上げますがちょっとこういうのについてどういうふうに整理しているのかだけご説明をいただけませんか。
0:02:15	まずですね、仕様表の中で取り扱う核燃料物質として、ADUっていうのがですね、今回この遠心分離機洗浄用で挙げられてございます。面談の中の回答でもですね、ADUを取り扱う部分は全濃度での評価を行う旨の説明がなされました。
0:02:38	そうすると、ADUを使う、かつ全濃度で評価をするっていうことを言ってるので4-1の設7が該当するのかなとちょっと思ったんですが、回答の結論としましては、非該当であると
0:02:53	いうふうに結論をつけております。この点についてですねまず矛盾はないのかって言うところですね。併せてですが、面談の回答の中で、分離後の清澄液側

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	の部分については、ウラン濃度が十分低いため評価はしておりませんとですね、回答をしているのですが、
0:03:13	この遠心分離機洗浄用では、いわゆる分離前の部分があるのではないかと、つまり清澄液側ではなく、かつウラン濃度が十分に低くない部分っていうものはですね、存在しないのかっていうところがちょっと疑問に思いましたので、
0:03:30	この点ですねちょっと今簡単に回答いただけませんか。以上です。
0:03:40	はい。三菱原子燃料の寺山です。
0:03:44	回答としましては遠心分離機内では、この固液分離を行っております、ADUが濃い固形物の部分と、ADUが分離された後の清澄液の部分がですね、混同します。
0:04:00	ADUの固形分については、溶液ではないんですけれども、全濃度を考慮しておりますけれども、一方のADUが分離された後の清澄液部分については、ウラン濃度が低く、全濃度で評価する必要がないため、
0:04:16	4-1 の設 7 には該当しないというふうに考えております。
0:04:21	清澄液のウラン濃度は、保守側に当該機器の供給液の
0:04:27	ウラン濃度を包絡するような濃度 ■■■■■ ですね、に設定しております、従って、分離前の供給液についても、計算モデルの中では一応考慮したものとなっております。回答としては以上となります。
0:04:44	はい規制庁タナベです。今の説明だとADUは存在するんですがそこは液体ではなく固形物
0:04:55	あって4-1 の設 7 が該当するものではないと、4-1 の設 7 は、液体状のものを指しているから該当しないと、そういうふうな整理でよろしいのでしょうか。
0:05:10	そういう整理でよろしいと思います。
0:05:15	はい規制庁タナベです。そうしましたらちょっともう一つだけ確認なんです、仕様表上だと、ADUスラリを扱うというふうに書かれていて、スラリっていうと別に固形物じゃなく泥状といいますか。
0:05:31	そういったものを、が該当するのではないかなと思うところが1点と、あと説明書添付説明書の4969ページですね。
0:05:43	こちらで4-1 設の 7 のところの説明はあるんですが、溶液状のウランには、ADUスラリも含めるっていうふうなですね記載、今回補正申請で赤字のところがあるんですがこってどういうふうにお考えなのでしょうか。
0:06:04	MNF 寺山です。基本ADUは沈殿物ですので、もう固形物というふうにご考えますけれども、ただ、確かにスラリ状は混在しますので、その部分については拡大解釈して溶液というふうな扱いにしているということでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:30	規制庁タナベです。今のだと拡大解釈をすとした結果、結局設7が該当するのの否かというのはどういう整理になるんですか。
0:06:46	MNF 寺山です。
0:06:51	この遠心分離機については、4-1 設の 7 は該当しないという整理です。
0:07:12	MNFナカジマです。すいません。ちょっと補足させていただきますけど、これ 4-1 の設 7 はですね取り扱う設備全体がですね、全濃度で未臨界という評価をしてこのものについてのみ取っていると思っっているものでございます。前回ご説明させていただいた通りですね、遠心分離機についてはですね、1 部分が、
0:07:32	全濃度やない部分がありますんで、従いまして領域を取り扱うんですけど、どの部分が合ったということで、この表の上で繋がって取ってないんですが、この評価モデルとしてはですね事業許可に説明したということをやっているということでございます。
0:07:54	規制庁小澤ですけれども、今のご説明資料の方の、また以降の説明を追加で申請書の中で読めるように入れていただけますか。
0:08:14	読めるようになっているっていうんであればどこで読めるのか教えていただければ結構ですけれども。
0:08:28	MNF ナガトシです、ご指摘承知しました。
0:08:32	この内容ですね。
0:08:35	はい検討させていただきます。
0:08:42	規制庁タナベです。よろしく願いいたします。タナベからの更問以上になります。
0:09:06	規制庁のヨシムラです。前回いただいた回答に対する
0:09:13	確認ということでちょっと耐震関係で、
0:09:17	確認させていただきます。前回の回答番号で言いますと 2582 番。
0:09:26	になります、いわゆる
0:09:30	液体廃棄物設備の集水槽の耐震重要度分類の許可からの変更について、
0:09:38	回答いただきました。その回答理由として集水槽を一応対象として、今回一類から 3 類への変更を行うと。
0:09:53	そういうようなご説明になってますが、
0:09:57	このもととこの集水槽の許可というと集水ピットなんですけど、
0:10:03	例えば図面がですね 3628 ページなんですけど、
0:10:10	図トの設の液の 17 をちょっと見ていただければ。
0:10:16	いいと思うんですが、
0:10:19	いわゆる許可でいってる 760 の集水ピット。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:25	で、この図面の中に集水槽本体という。
0:10:33	矢印がございます。
0:10:35	当時、この基金の構成から見ますと、
0:10:40	集水槽と集水ピットはこれ一つで集水ピットという機器の構成になっている等と思われま。この構成自体は、基本的には許可のときから変更されていません
0:11:00	どちらを中心に見るかというような形になりますが、基本的には許可からの設備の変更はされてないものですので、
0:11:10	今回
0:11:12	集水槽に着目して、耐震重要度分類を変更するというのは、
0:11:18	変更理由にならないように思ってます。この辺等をお考えか御説明再度ちょっとご説明いただければと思います。
0:11:31	三菱原子燃料のカワマタでございます。この集水槽は排水を取り扱うためにですね、IAEA耐震重要度分類を淡麗の設備と考えて、申請いただいたものなんですけれども、
0:11:48	そもそも建物の一部であるピット槽に設置するこの金属製の容器ですか。
0:11:56	この要求を集水槽通して、今回はですね耐震重要度分類の一類として申請することといたします。それで今の図のほうですけれども、図ト設の17の方はちょっとしている場所がちょっと違っております。
0:12:14	760 取水ピットというのは今コンクリートの部分に指されておりますが、これは内側の金属の容器の部分で冊子上修正させていただきます。
0:12:34	規制庁のヨシムラでそれと許可からの変更。
0:12:38	ここが許可と同じく一度
0:12:42	に戻されるということについては了解します。ただ
0:12:49	この機器のきちっとしてこれは、
0:12:56	私の見方としては、これは集水ピットと集水槽っていうのは、集水ピットの中に集水槽があるという。
0:13:06	基本的にはそういう機器の構成であって、
0:13:10	一類にするのであれば、これはちょっとご検討いただきたいんですが、
0:13:16	集水ピットから変更されないほうが私はいいかと思ってます。
0:13:23	ちょっとこれはご検討いただいて、耐震重要度分類との整合を十分考えて、もし変更しないのであれば、耐震重要度分類との関係を十分考えて、
0:13:37	安全機能機器番号との機器名称を含めて、再度検討しておいていただければと思います。
0:13:47	承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:46	原子力規制庁ナガイです。今の集水槽、
0:14:53	もしくは集水ピットの議論ありましたけれどもまず許可を踏まえた設計にすることについてはもう当然のことというか、そういうことなんです、名前をピット等ということで、
0:15:10	するときに、もともと設備も含むとして、集水ピットとして設計するのであればそうなるんだと思うんですけど、耐震計算とかですね、いわゆる地下構造物というか、
0:15:25	ピットとしての
0:15:28	設計についてもどのように考慮して設計しているのかっていうのはきちんと、いわゆる金属容器って下層の部分とピットの部分をよく考えて、設計した内容を説明するようにしてください。
0:15:50	三菱原子燃料カワマタでございます。承知しました。
0:16:12	規制庁カミデです。
0:16:15	いただいたコメント回答のうち、反映案の 56 ページから 58 ページにわたる部分なんですけど、これはバックアップフィルタの構成の系統構成と切り換えの追加をしたということなんです、
0:16:32	今回ですね
0:16:35	図がさらに二つ追加されていて、ちょっと書いて
0:16:41	その 10.1 設 23 との対応がわかりにくくなっているのではないかというコメントです。
0:16:49	基本的にはバックアップルートを設置することっていうのが基本的な設計方針であってその切り換えの運用の話は、事業者の設計の都合でですね、2 系統の排気につなげることから、補足的に説明が必要になったというものと理解します、
0:17:07	あまり図をふやさずですね、一つの図でも説明できるようなものかと思しますので、これは記載ぶりの話なので、コメント等をしておきますけども検討いただいて反映するのであればしていただければと思います。以上です。
0:17:29	MNFナガトシです。検討させていただきます。
0:17:54	原子力規制庁ナガイです。本日回答いただいている資料の中で、ちょっと追加といたしますか 1 点だけ確認させてください。
0:18:06	コメントの回答ですと、2688 番の
0:18:13	回答なんです、
0:18:16	これは
0:18:19	申請書と 1200 飛んで 6 ページの仕様表です。修正としては、
0:18:27	ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:40	簡単なことなんですけど、ちょっとページ数が今すぐ出てこないんですけど、
0:18:47	この個数ですね、金属缶を 30 個から ■ に変更しているんですが、最大貯蔵量棚のですね、最大貯蔵量との関係はどういうふうに考えればいいのか。
0:19:06	ですね。
0:19:07	ここは 30 個だと、ちょうどよかったんですけど、単に数を修正して、それでどういうふうに貯蔵しようとしてるのかっての点説明をお願いします。
0:19:32	三菱原子燃料ヤマダでございます。しばらくお待ちいただけますでしょうか。すみません。
0:19:38	はい、原子力規制庁ナガイです。最後の方で結構ですので、お願いします。引き続きさせたいと思います。
0:19:53	規制庁アリタです。
0:19:58	気体廃棄設備のうちの多分火災に関係する内容であるかと思うんですけどそれで 1 点確認です。ページでいくと 1608 ページ 1609 ページ、排ガス分解装置ってやつがあると思うんですけどその仕様表に、
0:20:15	安全燃焼インターロックっていう設計がございましてねそれ見ると、
0:20:21	その他許可で求める仕様という欄には書いてますか、他方でこれってその火災とか警報に絡む問題はないのかなという、それがこれ。
0:20:31	どういう整理になってるのか説明いただけますでしょうか。
0:20:44	三菱原子燃料テシマです、ご質問の件ですけども、高性能フィルターを通過した気体を取り扱う排ガス分解装置というものがございしますが、これに安全燃焼インターロックというものが設置されています。
0:21:00	これについては、燃焼の出火時にLPガスの供給を止めるというようなもののため、放射性物質を含まないということで、火災警報ではなく、その他の事業許可で求めるというものだんということで、そういう形で整理させていただいています。
0:21:18	以上です。
0:21:21	すみません規制庁有田です。その放射性物質を含まないってことをもういいんですけど、ただ警報でいくと、具体的には技術基準の第 18 条の第 2 項だと思うんですけどそこに
0:21:35	火災の火災もしくは爆発の防止のため、
0:21:40	に
0:21:42	回路が設けられなければならないっていうふうに情報がなってるんですよ、これ、つまり火災の防止に当たるんじゃないのかっていう思うんですけど。
0:21:51	それはどうでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:01	一連の燃料のテシマです、ご指摘の警報のところでは 2 項のほうに、確かにこれ整理させていただいているんですが、設計番号としては少し先ほどの考えるわけですね、整理させていただいてます。
0:22:25	すいません規制庁アリタです。
0:22:28	もう中に今ちょっと申請書の
0:22:31	技術基準の説明書を見てまして、4655 ページ
0:22:40	インターロックの説明のところに、
0:23:42	規制庁アリタですけど、
0:23:48	ちょっと添付説明資料なんか見てもこれ技術基準の 18 条 2 項に係る設計として、99 設 10 に安全燃焼インターロックと整理されてるんで、これについてやっぱりこれって
0:24:03	仕様表においても警報のところの箱に入るべきもんだと思うので、ちょっとそこは、
0:24:12	変更するように検討していただけますでしょうか。
0:24:18	三菱原子燃料テシマです。評価条件了解しました。警報のところに記載することを考えるようにいたします。
0:24:30	原子力規制庁ナガイです。今の件なんですけど仕様表に書いてあるので、皆さんの方ではご理解してるっていうのはわかるんですけども、我々としては技術基準に対する適合性認可基準を見てますので、
0:24:47	技術基準の要求にあるものについては、技術、その要求事項に対する設計仕様として記載してください、それがたまたま設計番号については特段
0:25:02	別に何番で取らなきゃいけないっていうのは御社のルールですから、基本的には条項に対応して書かれておりますけれども、そこは皆さんの方のご判断でいいと思いますが、記載の箇所については技術基準に対応した形で、
0:25:19	許可を踏まえて記載するというので、すべて確認するようにしてください。本件のような事例がほかにもあるのであれば、対応するようにしてください。
0:25:37	三菱原子燃料テシマです。理解できました。
0:26:36	規制庁のウエハラです。引き続きまして、3 点ほど気廃の関係ですけど、
0:26:45	先の予定でもありました外部衝撃とか非常電源がちょっと入ってますけれども、まず 1 点目はですね、気廃の 6 で仕様表。
0:26:57	Aの方にですね、これ 1736 ページなんですけれども、気体廃棄設備 6 の吸気逆流防止ダンパ、これが屋外との境界部と、
0:27:08	称するものそれから排気逆流防止ダンパー、これも加えての境界部なんですけども。
0:27:14	気廃の 5 は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:17	次に述べるようなですね、99 の設 3 のところに竜巻F3 に耐えるよう固定するという設計が記載されてるんですけど、記載の 6 のほうには記載されていません。記載漏れなのかそうじゃなくて理由があるなら書面で回答いただければ結構です。
0:27:37	それから続きましてですね、非常電源の気廃の 5 のところですけども、これ 5 だけじゃなくて全部共通なんですけど、非常用電源に接続する必要のある排気ファン、
0:27:50	これ説明書は 4670 ページの方に記載がございますけれども、この選び方っていうんですかね、代表を、
0:28:00	全部入ると電源容量も多くなるということもあるでしょうし、重要なものを選定してると思うんですけど、その考え方がちょっと記載されてませんのでわからないんですけど、これ簡単に説明できますでしょうか。
0:28:18	三菱原子燃料のテシマです。
0:28:21	非常用発電機に接続するファンは工場内の負圧を維持するために必要なファンとして選定をしております。
0:28:29	また、選定したファンで工場棟内を負圧にすることができるということは、確認した上で、選定しているということでございます。
0:28:42	はい、規制庁ウエハラです。その結果わかってるんですけども。
0:28:45	どのように、だから重要なものの選び方ですかね、それをカバーしてるというようなことをちょっと言っていたかとわかりやすいんですけど、その辺なんかもうちょっと補足できませんですか。
0:29:05	三菱原子燃料テシマです。
0:29:08	非常用発電機に接続するファンについては過去からついているものもあってですね、ちょっと考え方については整理して書面の方でお答えしたいというふうに考えてます。
0:29:22	規制庁ウエハラです。はい。私ども見てもちょっと考え方わからなかったの、ぜひお願いいたします。
0:29:29	それからもう 1 点非常電源なんですけれども、気廃 5 のところで仕様表 1709 ページに、
0:29:35	排気ファンの非常電源のところにですね、表と設の機器 1 参照っていうのが主機されて、今回補正で直されて追加されてるんですけども。
0:29:47	これは表ト設 1 は仕様表。
0:29:51	気廃の 1 の仕様表ですので、
0:29:53	ちょっとわからなくなったんですが、これは何を言おうとしてるんでしょうか。簡単に答えられるならこの場でお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:05	三菱原子燃料テシマです、これは非常電源に接続するファンについて、図ト設 気1の表の方に記載しておりまして、その表を参照したくて呼び出しておりま す。
0:30:20	ただ記載については、図ト設とすべきところを表ト設としておりまして、改めさせ ていただきたいというふうに考えます。
0:30:30	規制庁ウエハラです。了解しました。
0:30:33	とりあえず私から以上です。
0:30:40	規制庁タナベです。続きまして警報の関係、4点まとめて
0:30:48	お伝えします。事実確認が主になりますので、この場での回答は求めません。 資料での後日の提出をお願いいたします。
0:31:00	まず初めに、仕様表ページ 1554、気体廃棄設備(1)排気ファン(2)について、
0:31:10	負圧警報装置の系統図ですね、こちらページ 3664 ページ、図ト制気 1 に記載 されておりますが、こちらですね、負圧異常の確認対象負圧確認箇所。
0:31:27	室名と位置とですね、あと構造、こちらがわかるように申請するようお願いい たします。
0:31:35	閉じ込めの添付説明書ですね、添付説明書 6 の 5538 ページに図示している 負圧確認箇所ですね。
0:31:46	こちらがですね、申請書本文の中でもわかるように系統図でも記載するよう にお願いします。
0:31:54	続きまして、取り合いの話でございます。
0:31:58	第 4 次設工認申請で、次回以降申請する気体廃棄設備で適合性を確認する としていた設計については、今回の申請で適合確認しているか、再確認し、漏 れのないように申請するようお願いいたします。
0:32:15	分割申請する際の次回表刈り取り表の内容をよく確認し、仕様表を作成してく ださい。
0:32:23	分割申請している設計についてはすべて確認し、次回面談で確認結果を説明 するようお願いいたします。
0:32:33	続きまして、最初の質問、確認、に重なるところはありますが、負圧のですね 警報装置ですね、屋外と設置警報確認箇所、こちらの 2 点の差圧を確認して いるのでしょうか。
0:32:48	確認をお願いいたします。
0:32:51	あわせてですね、この負圧警報の設定値でございまして、第 4 次設工認で認 可を受けた外気に対する負圧、ちょっと具体的な数値なので、ここでは申し上 げませんが、4 次設工認ですね、認可を受けた負圧で発報するように、今回 の記載も改めるようお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:11	設定値については、仕様表やですね図面等に記載するようにお願いいたします。
0:33:17	以上ですね警報について4点お伝えしました。
0:33:22	ご対応をよろしくお願いいたします。
0:33:27	三菱原子燃料テシマです、承知いたしました。
0:33:32	規制庁タナベです。続きまして、タナベから閉じ込めについて2点確認をいたします。こちらでも事実確認ですので、このままでの回答は求めません。書面での回答をお願いいたします。
0:33:46	まず最初にですね、これ先週ウエハラからもですねスクラバについて確認をちょっとさせていただいたんですが、今回、気体廃棄設備(1)スクラバ分析系統というのがございます。こちらですね、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 設置するスクラバなんですが、堰等は、
0:34:04	不要でしょうか。
0:34:06	またですね、これはスクラバ全体に関わる話なんですが、除去性能であったりとか、スクラバ内の水位に制限値や下限値を定めているのでしょうか。説明をお願いいたしますというものでございます。
0:34:20	続きましてですね、ページ3452ページ、図ト系1-27のですね、スクラバの図面についてなんですが、流入するガスでですね、分析設備、不純物分析設備他としておりますが、他とは何を、早速説明をしてください。
0:34:41	4次設工認を見たところですね、不純物分析設備で該当しているのは、ICP質量分析装置とICP発光分光分析設備だけとなっておりますが、こういった理解でよろしいでしょうかという点、ご説明をお願いいたします。
0:34:58	以上2点ですね、こちらの説明を後日書面で対応よろしくお願いいたします。タナベからは以上になります。
0:35:13	三菱原子燃料テシマです。書面での対応了解いたしました。
0:35:50	規制庁アリタです。私からまず局所排気系統の関係で3点ちょっと確認したことがあってこれについては後日
0:36:01	書面で回答して適宜補正に反映してもらえばと思います。まず一つ目、321ページの溶解槽っていう設備なんですが、
0:36:17	これについては
0:36:20	仕様表には局所排気系統に接続すると記載がないんですが、他方で、局所排気の系統図、3425ページの図ト系1-10、5分の4とみるとここでは溶解槽は局所排気系統に接続するって書いてて、
0:36:38	なんか矛盾してるんで、ちゃんと整合するのをお願いします。
0:36:46	次に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:47	二つ目の設備として 370 ページのイオン交換装置(吸着塔)ってやつですか。
0:36:54	これについても、
0:36:59	仕様表にも、これについては仕様表に局所排気系統に接続するってあるんですが、ただこのイオン交換装置、こいつの設備図面ページでいうと 2685 から 89 ページなんですけど、
0:37:14	そういうふう見るとも接続箇所がちょっと読み取れないなと。
0:37:19	三つ目。
0:37:22	あと 407 ページの乾燥機という設備、これについては
0:37:28	仕様表に局所排気系統に接続するってあるんですが、図系のなにないとなっているその局所排気系統の図がいっぱいあると思うんですけどその中に
0:37:39	乾燥機がその接続する設備として書いて、
0:37:44	おりません。んなんで
0:37:49	その系統図に書いてる設備の記載の考え方について、ちょっと整理して後日説明してください。
0:38:02	MNFナガトシです。ご指摘承知しました。紙面で回答させていただきます。
0:38:22	すいません規制庁アリタです。続きまして、1599 ページ、水スクラバ(ウラン回収第 1 系列系統)ってやつなんですけど、
0:39:12	すみません次なんですけど、二つの設備に係る指摘ですね。1 個目が 1599 ページにある水スクラバをウラン回収第 1 系列で 1 個が 1601 ページにあるアルカリススクラバウラン回収第一系列、これらの仕様表を見ますと、
0:39:30	99 の設 7 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用A99 の節 8 排気中の硝酸、NOXを含むを除去っていうのがあって、
0:39:44	書いているんですが、これらの設備の許可の安全機能一覧を見ると、
0:39:50	閉じ込め機能とし今言ったような話が書いてると思うんでこれは閉じ込めに書くべきだと思うんですがこれはどういった形で今、
0:39:59	99 番の番号を取ってるんでしょうか。
0:40:11	はい、三菱原子燃料テシマです。
0:40:16	この 2 点につきましては事業許可の安全機能一覧において閉じ込めという整理をしておりましたけれども、硝酸を
0:40:26	この除去を目的としているという、いうことで、放射性物質の除去には該当せずですね、技術基準にも
0:40:36	統計られても、その他にした方がいいのではないかという考え方で、その他事業許可で求める性能として整理をさせていただいたというのが現状でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:52	規制庁有田です。そのような放射性物質はほぼないんで今言ったようなことで考え方を理解しましたが、これ1部許可から変更したもって異なると思うんで、添付資料にある今日からの変更リストのほうにも適宜、
0:41:07	反映するようお願いします。
0:41:24	三菱原子燃料テシマです。記載の仕方については検討させていただきます。
0:41:33	規制庁有田です。続きましてですが、
0:41:47	続きまして、同じくさっき指摘した水スクラバとアルカリ
0:41:54	スクラバについての指摘なんですけど、
0:41:57	これらのうちアルカリススクラバには10の1設7共有口が液面ののに接触しない構造というのがあって、
0:42:07	他方で
0:42:11	水スクラバのほうにこれ同じ記載がないんですよねこれ。
0:42:17	この考え方をちょっとあと
0:42:25	これについては何かその工業用水はアルカリススクラバに
0:42:30	だけは直接入って水スクラバで直接入らないっていう、アルカリススクラバ経由で入ると、そういう考え方になるんでしょうか。
0:42:45	MNFナガトシです。アルカリススクラバです。個別の工業用水の給水配管を接続しております。
0:42:54	水スクラバについてはですね、給水時にのみですね、工業用水を補給する運用としております。
0:43:01	よってですね水スクラバには工業用水の接続がありませんので、10ページの節の7ページでございませぬ。
0:43:10	規制庁有田です。考え方それで理解いたしましたねちなみになんですけど、
0:43:16	3423ページに水スクラバまたはアルカリススクラバの系統図があると思うんですけど、これ水スクラバでいうところ相当なんか上の方に何かT字といいますか、何かそういう。
0:43:31	図がありますけどそこが、要は口になってそこにホースを突っ込んでいって水入れるっていうそういうことにそうですね。
0:43:40	MNFナガトシです、それでご認識のとおりです。
0:43:53	規制庁アリタです、承知しました。
0:44:05	規制庁有田です、続きまして
0:44:08	吸排気ファン停止インターロックどうか、使い方についてちょっとこれも
0:44:15	後で書類で考え方を求めて回答するようお願いいたします。吸排気停止インターロックの検出端作動端の考え方についてなんですけど、それがこちらのほうで仕様表とかまさに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:31	編成表を見た限りでは見た。
0:44:36	限りだと、考え方としては、まず、
0:44:40	室内排気系統の排気ファンが検出端になって、当該検出さんの上流の吸気ファンを作動担当として、
0:44:48	ずっと他にも局所排気系統の排気ファンはあるんですが、これらはその室内の負圧維持の寄与しないのでインターロックの
0:44:59	対象にならないと、そういう整理なのかなと解釈しております。
0:45:05	それでいくと例えば、
0:45:08	気廃第1のやつ。
0:45:12	気体廃棄設備(1)の排気ファン ■■■ てやつだったと思うんですけど、これを系統図見ると、こいつを
0:45:20	室内廃棄の排気ファンで、
0:45:25	上流こいつの上流には吸気ファン ■■■ っていうのがいるんでこれは ■■■■
0:45:34	■■■ の検出端となるんじゃないのかなというふうに考えておりますんで、
0:45:40	同じような指摘で、気廃の(5)番にあるやつなんですけど、
0:45:47	3660 ページの図ト制気6のインターロック系統だったんですがここに排気ファン ■■■■ っつのが入ってなくて、
0:45:58	入っておりません。代表例として今二つインターロックの系統図に出てきた排気ファンがあったと思うんですけどこういうのがなぜ入らないのか。そういったものの考え方についても
0:46:13	説明を後日書面で回答するようにお願いします。
0:46:25	三菱原子燃料テシマです。承知いたしました。
0:46:37	はい。規制庁アリタです。続いて、あと二つなんですけど、気体廃棄と液体廃棄についての系統図についての
0:46:47	指摘で確認で、これも後日書面で回答していただければ結構です。まず一つ目。
0:46:55	閉と。
0:46:57	3422 ページ、25 ページ、26 ページでここにずっとK番号図番号でできず東京1の10の5分の1、5分の45分の5。
0:47:10	これらに系統図、
0:47:12	の閉局と局所排気系統に繋がってる設備が一覧表に列挙されているんですが、系統図の方見るところで、
0:47:22	つながる箇所が4ヶ所ありまして、一覧表を見てもどの設備がどこに繋がるのかがちょっと不明確なので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:30	そこについてはちゃんとわかるように記載を工夫していただくようにお願いします。
0:47:38	で、もう一つ、液体廃棄の話で、閉栓判然 539 ページ図とK液 12 分の 1。
0:47:48	そのうち、安全機能番号 714 番のろ液受け槽液位高インターロック。
0:47:56	これは、
0:47:58	検出端は書いているんですが作動端のポンプが、その方に系統図の見当たらないので、これちゃんとここにお願いします。以上です。
0:48:18	三菱原子燃料のテシマです、書面での回答をいたしますか。
0:48:42	規制庁のウエハラです。それでは引き続きまして閉じ込めの気廃の関係ですね、2 点ほど
0:48:51	コメントしたいと思うんですけども、1 点目気廃の 5 のところですね、これも毎回ちょっといろんなところで、安全機能だとか火災だとか話題にしていますが、ダクトの耐腐食性についてですね、過去の穴あき事象に対して、
0:49:07	どのように対策をしたかということと前回聞きましたけれども、腐食の問題になったダクトにつきましては、蒸気配管の焼却設備の集塵機に入る蒸気配管の撤去ということで対策したということでございますが、
0:49:23	そもそも腐食性流体に対する材料選定の要求というのが重要だと思うんですね、耐火性と耐腐食性という相反する要求に対してですね。
0:49:34	どのように代表選定しているかということと説明を求めようとしたんですけど、実は昨日コメント入れて全再チェックしましたら誤字の申請で反映しておりますダクト材料選定の基本方針ですね、これが見つからなかったんですけど。
0:49:50	5676 ページというところに同じような文章ございましたので、基本的考え方は理解しました。
0:49:58	それで結構ですね、先ほど言いましたけど耐火性と耐腐食性両方満足するように、注意深く材料の選定よろしくお願ひしたいと思ひます。
0:50:10	この件はそれで結構です。
0:50:12	それからもう 1 点ですけども、これは機械系の共通データということで、排気ファンの
0:50:20	廃棄能力というのは排気容量ですね、これが許可の許可 772 ページのほうに勝利記載の処理能力、不良ですね、これが記載してございますけれども、これが満足できてるかどうかというチェックをしようとしてもですね、
0:50:38	ここの廃棄不良、配管は何種類もですね、何基もつけてございますので、その配給量を使用表、例えば
0:50:50	所機械の方で言えば 1708 ページですかね。例えば数項目のその他の性能等にですね、記載を検討いただきたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:08	三菱原子燃料のテシマです、
0:51:10	排気容量のところですね、記載のほうを検討させていただきたいと思います。
0:51:17	はい規制庁ウエハラですよろしくお願いいたします。私からとりあえずまた以上です。
0:51:37	規制庁アリタです。
0:52:35	すいません次、もうちょっとこれ簡単なんでもこの場で口頭で答えてもらうことなんですけど
0:52:40	排気ダクトダンパの高性能エアフィルタまでのやつで、これ、
0:52:47	615 番と 629 番ってやつらはやつ 2 種類あると思うんですよ。そのうち 655 番には、
0:52:56	設計としても非管理区域を通った部分のルート変更するっていうのがあって、629 にはそれがないと、これ 629 番というのはこれはもともと非管理区域通ってなかったということでよろしいですよ。
0:53:16	三菱原子燃料テシマです、
0:53:19	629 の排気ダクトは一階のダクトで二階この排気ダクト 615 としてました 615 の方が見学者通路非管理区域を通っていたのでルート変更しております。その結果として 615 のみ、非管理区域を通り制限のルート変更と、
0:53:38	というような記載をさせていただいてるということでございます。
0:53:44	規制庁アリタです。承知しました。
0:53:49	規制庁タナベです。今の質問にプラスでになるんですが、ページ 3451 ページですねこちらですね同じように、分析室、分光分析室系統で 615、629 おなじ番号が
0:54:05	記載されてございます。こちらですね屋外を通る系統を改造しているんですが上記コメントと同様にですね、非管理区域を通る部分のルート変更がないのかどうかっていうのがですねちょっと該当するのかどうかっていうところ確認でございませう。
0:54:21	同じような回答になるとと思いますので、こちらについては書面で構いませんので後日回答をお願いいたします。以上です。
0:54:32	2 ページ燃料ペレット承知いたしました。
0:54:38	はい。規制庁アリタです。続きまして、
0:54:43	気体廃棄設備(1)の系統との話でこれ多分他の盤にも同じようなものがあると思うんですけど代表として(1)で指摘をさしてもらいますが、
0:54:56	ページでいうと 3456 ページの図と系 1-7、3458 ページと区域の 32 などがあるんですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:05	これを見ると、例えば排気ダクトのHEPAフィルターまでの排気ダクトでいくと200表615番と629番吸気ダクトダンパでいくと614番と628までそれぞれ2種類、
0:55:21	あると思うんですね。この2種類の取り合い点ってのはちょっとこれ図面だとちょっと見えないなってのがあって、これはどういう考え方だったのか教えていただけますでしょうか。
0:55:41	三菱原子燃料テシマです。
0:55:43	この当該ダクト同士の取り合い点というのは部屋が変わるところというふうに聞いております。
0:55:51	安全機能の番号を決めて矢印を部屋ごとに書いているということで、一般的には切り替える部屋境界量を取り合い…というふうに整理して示しているというのが現在の記載でございます。
0:56:09	規制庁アリタです。考え方は理解したんですが、ちょっといきなり図を見てもそういうのが読み取れないで何か注釈をつけるとか適宜記載の工夫をしていただくようにお願いします。
0:56:31	三菱原子燃料の手島です。記載の仕方についてはもう少し検討していただきたいと思います。
0:56:41	規制庁アリタです。続きまして
0:56:46	3424ページにある図ト系1の10、5分の3ってやつと、2405ページの図イ系9の3分の3はこれら二つの関連について聞きたいと思います。
0:57:00	まずイ系の方見ると、ここに
0:57:10	気廃設備を挟んでなんかフィルター排ガスフィルタブローアってのが書いてると思うんですけど、ちょっと何か仕様表見てもこれがどの設備に属しているのがはっきりしないでとかっていうのがこれおそらく上流の仮焼炉の構成機器が都合2ですけどそこ。
0:57:30	ちょっと止め、ここについて説明をお願いします。
0:57:35	もう1個なんですけど、へえ。
0:57:40	ずっとK1-10のほうでなんか記載の中に点線で囲った装置、図イ系9の3分の3というのがあると思うんですが、
0:57:53	これは
0:57:56	図イ系9の3分の3に書いてあるどの装置のことを言ってるのかと。これ後のこれは波線にしてるのはこれどういう意味なのかなと。
0:58:05	仮焼炉の排気ラインと局所排気系統。
0:58:10	つまり図ト系1の10ですねこの図との整合性はちゃんとそろってるのがちょっとこれ説明するのをお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:26	MNFナガトシです。ご指摘いただいたものですが、初めにご指示いただいた点はですねフィルター、排ガスフィルター例えばブロアーですね、これについては仮焼炉の構成機器として、仕様表上はですね、廃棄配管系統(ブロワ含む)
0:58:44	見を含めるとして整理してございますので、
0:58:50	系統とか機器図においてもですね仮焼炉の方でいいとして、含めてございます。
0:58:56	認めていただいた、図ト系 1-10 のほうの走時にある、この破線がこれですね図イ系—9(3/3)っていうところでございますけど、これは図イ系 9 の 3 分の 3 及び図イ節 90 で示してる、先ほど申し上げた、
0:59:15	フィルターフィルターブロアのことでございます。
0:59:19	で、
0:59:20	ただね、図イ系 9 の 3 分の 3 ではなく、排ガス冷却装置とコンデンサーまとめて排ガス冷却装置と記載してございますんで、先ほどご説明の中でちょっとわかりにくくなってると思います。
0:59:33	よってですね、図イ系と図イ設に冷却装置及びコンデンサを明確に記載してですね、
0:59:47	読みやすくするようにさせていただきたいと考えてございます。
0:59:51	以上です。
1:00:05	規制庁のヨシムラです、今アリタの方から質問させていただいた点で、
1:00:12	ちょっと追加の確認がちょっとあるので、ちょっと説明します。今ちょっとおアリタの質問で答えがなかったとか、この破線の意味合いはこれは、
1:00:26	系統が違うという意味合いなんですすかね。
1:00:32	MNFナガトです。破線はですね、施設区分が違うと化学処理施設側という意図でございます。
1:00:45	規制庁ヨシムラです。ちょっとこれ、
1:00:49	要するに申請外の時もよく波線使ってるので、この辺はちょっと
1:00:56	波線ダの意味わかりづらいので説明ちょっと入れといってもらったほうがいいと思います。それで、これは追加の修正でお願いということだけで意向確認なんですけど。
1:01:09	同じく図ト系 1 の 10 のこの 5 分の 3 ページなんですすかね。
1:01:15	局所排気系統3の
1:01:19	排ガス数冷却装置っていうとこコンデンサ並んで、
1:01:25	左側の廃ガス冷却装置に入る。
1:01:29	仮焼炉からのダクトですね、多分これ左から来てるのこの破線は仮焼炉の系統だと思うんですけど、仮焼炉から来てるダクトの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:41	耐震重要度分類をですね 3 類から今回 1 類に変更されてるようなんですけど。
1:01:48	このちょっと変更理由について説明をお願いします。
1:02:00	MNFナガトシです、
1:02:05	これとの初回申請ではですね、図イ系側ではですね、
1:02:11	この配管を科学処理施設として申請しておくとここはですね耐震重要度分類 1 類というふうに書いてございましたので、この図ト計側であれば同じ配管があるんでたとえですね、ここは大信重要度分類 3 類と書いてあって資料間の不整合があったと。
1:02:29	で、とですね、それを今回適正化して一類側、図イ系にあてたという変更でございます。
1:02:39	以上です。
1:02:41	規制庁のヨシムラですけど整合確認ということで、理解しました。ただこれ 1、一類のダクトですね、これ排ガス冷却装置って確か、
1:02:55	第 2 類の機器ですよ。
1:03:00	例の耐震設計の基本方針書のほうに、ダクト配管の接続のときの波及的影響の考え方で下位のダクトを上位の機器に接続する。
1:03:12	ケースはあったんですがこのように上位の
1:03:16	ダクトを下位の方、時に接続するときの例はなかったんですが、考え方は一緒で、第 1 支持てんから変るとい、耐震クラス替えるというふうな考え方なんでしょうか。
1:03:29	MNFナガトシです。でご指摘いただいたというね、これちょっと別の箇所と合わせましたけど、ちょっとここでも同じようなご指摘いただいて、5 次申請で出した説明資料の、関わる場所の考え方配管ダクトの考え方という資料を、
1:03:46	Iということにラインでの対応で、今後もですね、包絡するようにさせていただきたいと思っております。
1:03:56	規制庁ヨシムラです。もれなくちょっと基本方針書に対応するように抜けがないように数確認をして、必要であれば追加のケースを追加して修正していただければと思います。
1:04:12	MNFナガトシです承知しました。
1:04:34	はい。規制庁アリタです。続けまして、これらを次、あと 2 点私からありますがこれは後日書面で説明してくれれば結構です。一つ目に
1:04:47	3424 ページにある図ト系 1 の 15 分の 3、
1:04:53	これあれですね局所排気系と(3)のコンデンサトレイ廃液ガス冷却装置の系統図ですが、これについて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:06	廃ガス冷却装置の水をですね廃液貯槽に担われるっていうのは書いてるんですが、ほんで、その水は流れ冷却水出口っていうそういう廃液貯槽に比べ所則に出てるように記載がされております。
1:05:22	もこれについてもおそらくコンデンサーっていうのが熱交換器みたいに直接放射性物質に触れずに汚染されることがないので、そこであると思うんですがちょっとそれをわかるように適宜、
1:05:37	図に示すなり何か説明をちょっと後日するようお願いします。
1:05:42	もう一つ、同じくこれコンデンサと排ガス冷却装置の関連なんですけど、これは設備図面ページと 3591 ページの図ト設気 5、1、2 分の 1。
1:05:59	3593 ページの図ト設気 6 でこれは 5 ですが、系統図の方でこれ水の出入口がちゃんと書いてたんで設備図面のほうでわかるように記載するようお願いします。
1:06:13	以上です。
1:06:23	三菱原子燃料デシマです。書面での回答承知いたしました。
1:06:32	はい。続きまして規制庁ウエハラです。1 件ですね、気廃の 5 のところでの確認です。
1:06:40	焼却設備の系統図、これが 3543 ページずっと、図ト系 5 の 1 ですかね。
1:06:47	ここで発生する液体廃棄物、
1:06:52	はどのように処理するのか説明することということで、
1:06:58	この系統図上は破線になってて、次回以降の申請らしいんですけども、例えば次回表だとかですね、そういうところがちょっと不徹底なんで、次回以降ということであればそこを明確にさせていただきたいと思います。
1:07:12	それからもう 1 個なんですけど系統図の図ト系 5-2、3527 ページの設備からの
1:07:21	局所排気を示す装置、図ト系 5-2 っていうところ引用してますけれど、四角いブロックの中でですね、シートの 2 分の 2 を読んでるんですけど、3 分の 3 のようだと思いますので、確認させていただきたいと思います。
1:07:38	よろしくお願いします。
1:07:42	三菱原子燃料カワマタでございます。承知しました。
1:07:47	はい、ウエハラからは以上です。
1:07:53	規制庁オザワです。引き続きですね、ここ地盤のところ書いてますけどまず一つ目の耐震なんですけれども、附属建物を容器管理棟、独立遮へい壁についてなんですけれども、
1:08:08	こちらの方は安全機能を有する施設ではない附属建物が容器管理棟のメンテナンス室のほうに設置されますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:17	波及的影響についてですね考慮する必要があると考えますので、こちらの方の考え方を紙面で示した上で補正申請書のほうで対応してください。
1:08:27	それともう1点ですけれども、地盤改良のするその深さについてですけれども、これは今までの申請での議論で深さについて、約をつけるということの記載になっていたと思いますので、
1:08:43	先行の申請書を確認した上で、同様の対応してください。以上です。
1:08:56	三菱原子燃料のナカジマです。承知いたしました。
1:09:04	原子力規制庁のタケダです。
1:09:07	まず私の方から、この遮蔽壁全般の図面に関してですね、1点、コメントというか
1:09:18	依頼をしたいと思います。
1:09:22	ですね、これまでの申請はですね計算書をつけていただいております、その中でボーリング図、
1:09:30	があって支持層がどこかというのを明記してもらってたんですけど、今回経計算書自体は説明書だけになってしまったので、ボーリングも柱状図もついていないという状況になってございますので、
1:09:43	遮へい器含め、建物構築物、構築物全般ですね。
1:09:48	支持層ボーリング柱状図を添付していただいた上で、支持層Lから何メートルのところまで指示するのかというところを明記するようにお願いします。
1:10:04	三菱原子燃料ナカジマです。補正申請に反映させていただきます。
1:10:10	規制庁タケダです。はい、よろしくお願いいたします。
1:10:13	続きまして、建物の図面に関しての記載なんですけれども、現状添付していただいている伏せ図と軸組み人数の方にはですね、既設部材の部材の富豪というのが記載されておられません。
1:10:29	隣接する耐震補強や、そういったもので新設される新設の部材には符号が振っていただいているんですけど。
1:10:39	既設部分には現状記載がないという状況です。
1:10:42	ちょっと参考だとわかりにくいので、既設部材については、過去の来認可済みの
1:10:50	図面と呼ぶのであればその過去のインプット情報呼び出していただいて、既設既認可のものから変更がないということを明記するように、お願いいたします。
1:11:01	その他対応があれば、そのように対応していただければ結構かと思います。
1:11:12	三菱原子燃料の中では調停いたしましたので補正申請で終結させていただきます。
1:11:21	はい。規制庁のタケダです。はい、よろしくお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:26	続きまして、耐震の添付説明書からコメントをさして、コメントとしてコメントさせていただきます。
1:11:36	まず、ページが 4708 ページですね、シリンダ洗浄棟の、計算手法に関するところからです。
1:11:47	このシリンダ洗浄棟地下階があるかと思えるんですけども、現状地下階の地震力が記載されておりませんので、これを記載するようにお願いします。
1:12:00	また地下深度をですね用いているのであれば、現状の仕様表のほうですね、地上階の地震力に関しての記載しかないと思いますので、こちらのほうを追記をしてください。
1:12:14	また添付説明書
1:12:17	ここで基本図面として本申請書本文の図面を引用する場合、中央構造部の材料や構造といったものがわかるように記載をするようにお願いします。
1:12:35	三菱原子燃料のナカジマです。承知いたしました。規格の地震力主要計算書への記載、それから図面これ呼び出してるものを先ほどのコメント等を踏まえて、補正申請で修正させていただきます。
1:12:54	はい、よろしくお願いします。
1:12:57	はい。最後になるんですけども、屋外遮蔽壁における図面と、基本方針書の方からコメントさせていただきます。
1:13:10	まずページですね図面なんですけど、2282 ページになります。
1:13:18	ここで壁、
1:13:20	及び基礎版ですね、この拝見量が現状記載をされているかと思うんですけども、
1:13:31	廃棄に切り替わりというのがあるのかなというふうに図面からは見受けられるんですけども。
1:13:41	縦筋や横筋、主力筋といったものがそれぞれそれぞれがあまり明確にはなっておりませんのでその辺の明記をまずお願いします。
1:13:54	それと先ほど言いました背景には切り替わる場合ですね、全長の南部の位置から切り替わるだとか、そういったことをわかるように記載のほうをお願いします。
1:14:08	ていうのが 1 点と、
1:14:10	あとは追加基本方針書からなんですけど、4743 ページ。
1:14:21	地上部分と地下部分の水平震度が異なるんですけども、6.1 の建5の設計仕様の方には、これは地上部分の地震力についての記載しかないので、地下部分について、設計地震力のほうを追記をお願いします。
1:14:38	これは先ほどお伝えしたものと同様なコメントです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:44	続きまして同じく4743ページからです。
1:14:50	これ地下部分の水平地震力を用いているんですけど、これは基礎の設計波に用いているという理解でいいのでしょうか。
1:15:01	つまり直接基礎である独立遮へい来(2)や(5)には適用しないのかという質問になります。こちら後日紙面でご回答いただければ結構です。
1:15:15	それで最後ですが、4771ページですね。
1:15:21	これ防護フェンスからのコメントになりますが、現状防護フェンスの杭基礎部、
1:15:29	この辺の評価結果の添付がされておられませんので、ここを追記するようお願いいたします。
1:15:37	今申しました点につきましては紙面でご回答いただければ結構です。私の方からは以上になります。
1:15:49	三菱原子燃料ナカジマです追って書面で回答するように出します。
1:16:04	原子力規制庁ナガイです。これまでのところで幾つかあったんですけど、1点ちょっと訂正をさせていただきます。
1:16:14	ですね、大分前になるんですけども、
1:16:21	気廃のですね、
1:16:24	(1)の閉じ込めの機能ですね、ページ数で言うと1500。
1:16:30	99ページの水スクラバのウラン回収系列ウラン回収の第1系列。
1:16:38	の系統ですので、ここの中で、
1:16:46	設計番号99設6の排気経路とそれから洗浄液経路に
1:16:53	耐食性材料を使用するという。
1:16:57	設計それから99の節8で排気中の硝酸ノックスがNOX、
1:17:06	除去について、許可での整理を踏まえて、閉じ込めに係る安全機能として記載することということに対して皆さんの方から硝酸を
1:17:21	除去を目的としているので、放射性物質の状況には該当しないと考えてその他事業許可で求める。
1:17:30	性能にこの安全機能を整理しているというご回答があったのでありました。それに対してアリタの方から、今日からの変更点については変更点リストに記載することということで、
1:17:46	議論があるかコメントいたしましたけれども、
1:17:51	このラインっていうのはというか、このスクラバーは確かに硝酸の除去を目的としていると言うのはわかるんですけども、このラインにはまだHEPAフィルターの前で、
1:18:07	核燃料物質、いわゆる放射性物質
1:18:09	が含まれているライン、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:12	である。
1:18:14	ありますので、
1:18:16	その核燃料物質に着目したときに、閉じ込めのバウンダリー
1:18:25	の機能として、設計していただくという必要がありますので許可もそういう観点で、閉じ込めのところに記載しておりますので、これも別な件でもお伝えしましたけれども、
1:18:41	許可を踏まえての安全機能一覧の整理を踏まえて、許可閉じ込め面のところの設計として記載するようにしてください。
1:18:53	私の方から以上です。
1:19:07	はい、三菱原子燃料テラヤマです。コメント承知いたしました。
1:19:17	はい。規制庁カミデです。また廃棄関係の確認になります。主に申請書の図面に関する十分な図面の記載ぶりに関するところなので、5点ほどあるんですが、続けてお伝えします。
1:19:35	まず一つ目ですけども、ページ 2537 ページの乾燥機のところなんですが、
1:19:45	設備図面と系統図で、排気の配管の本数が相違しています。
1:19:51	系統図のほうは、デフォルメして書いたということなのかと思いますけども、一方でボリュームの方ではですね、
1:19:59	複数の配管がそれぞれ系統図でも記載しているというようなことはありますので、特に図面の記載ルールというのは統一した上で見直していただければと思います。これが1点目です。
1:20:12	2点目ですけども、ADU受けホッパーで図面は2548ページになりますけども、ADUバグフィルタですね、から入金というか、入ってくるライン。
1:20:29	後記載されていますが、図示というのは系統図に記載がないということなので、バグフィルタに持って行かれる方はわかるんですけど、バグフィルタから受けホッパに入ってくるラインの
1:20:47	記載の意図を明確にするとともに、それがですね、申請上で示すべき経路であるのかというのを整理してください。
1:20:57	次に3点目ですけども、ロータリーキルンの図面で2580ページなんですけども、ここに燃焼チャンバの絵があつてですね。
1:21:08	このチャンバの排気というのはスクラバへ接続する系統等を来範囲に受け取ると2系統あるんですけども、この図面では1系統しか記載がないので適切に記載してください。
1:21:25	あと4点目です。系統図の2396ページなんですが、
1:21:32	燃焼チャンバの廃棄の行き先ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:37	のところの図イ系-5、4分の2と記載ありますが、ここ2分の2の誤記だと思いますので適切に修正してください。
1:21:51	最後に5点目ですけども、ADUバグフィルターについてですが、
1:21:57	系統図A-22394 ページにおいては、気体廃棄設備接続するというふうな図になってるんですけども。
1:22:08	後段の排気側の図面ですね、図面で言うと3419ページ、あと3121ページによると、
1:22:18	このバグフィルタの排気っていうのは、スクラバを經由して
1:22:23	排風HEPAフィルターの方に行くというような記載になっていて、そごが出ていますので、おそらく系統図のほうが誤記かだと思いますので適切に修正をお願いします。以上ご提案
1:22:38	これは別途書面で回答いただければ結構です。以上です。
1:22:46	MNFナガトシでしご指摘承知しました。書面で回答させていただきます。
1:23:08	規制庁小澤です。
1:23:12	前回コメントを今回提示いただいているものではなくて前回のところのNo.で言うと2643、
1:23:23	についての回答のところなんですけれども、これは熱交換器の火災関係のところ、熱交換器の材料のところなんですけれども、ご回答コメント回答のところが回答になってないというふうに考えておいて、
1:23:39	不燃性材料を使用箇所は表面のみであるので、記載の適正化でそのようにしましたということではなくて、火災発生防止のため、設備機器のその主要な構造材には不燃性、
1:23:55	難燃性の材料を使うという、許可からの約束を踏まえた回答にしてください。
1:24:02	というのを回答してくださいというのが1点です。
1:24:07	よろしいでしょうか。
1:24:13	MNFナガトシです。ご指摘承知しました、回答再修正させていただくとともにです、記載というのがわかりやすいように出させていただきます。
1:24:27	規制庁オザワです続きまして、2644番の、これも火災のところなんですけれども、
1:24:38	これ
1:24:40	ウラン粉末を取り扱う設備機器に対する遮へい盤の設計の説明についてはしていますと、溶液を取り扱う設備機器についての説明がないというところで、ご回答のところなんですけれども、これ火災影響評価のところは、粉末の取り扱いのところ、多分代表してやって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:00	いるっていう回答は理解するんですけども、その前の 5220 ページの説明のところには、溶液を取り扱う設備機器に対する考え方も含めて記載した上でということだと思しますので、
1:25:19	こちらの説明を追加するということをご検討ください。
1:25:35	MNFナ鹿島でございますご指摘承知いたしました。
1:25:41	続きまして、
1:25:48	2672 番です。
1:25:50	臨界のところなんですけれども、今日初めにタナベの方から質問があったところに関係するところなんですけれども、こちらのコメント回答で、後半のなお書きのところについても、
1:26:08	など申請書の中です、こちら検討する必要ないという対象にならないんだということをですね明確に説明していただけるようにお願いします。
1:26:29	MNF寺山です。承知いたしました。
1:26:45	オザワからは以上です。
1:26:51	原子力規制庁ナガイです。前回のコメント等回答本日いただいたコメント回答のをちょっと追加でもう 1 点お伝えします。
1:27:04	コメント回答 2647 番です。
1:27:07	これは火災の 5 番目のコメントなんです、その回答です、
1:27:19	主要な、いわゆるこれはあれですね、別表の設イの 2 の
1:27:28	ですね熱交換器の部位別通Vの列で、主要な構造材の記載がないという記載、Aに対する回答です、耐震評価に使用している部位、
1:27:42	柱梁などをその主要な構造材として
1:27:47	材料表に記載しているということを区分整理なんでそれでわかるんですが、仕様表のほうで、いわゆる火災の観点の設計番号でも主要な構造材に
1:28:02	は不燃材を使うとか難燃を使うというような記載もありますので、よく書き方がどうこうということではないんですけども、
1:28:15	火災の観点で、この
1:28:18	材料表をどういうふうに引用するかっていうのはよく考えてですね、記載していただいて、回答をするようにしてください。これは第一次、第二次の頃にですね。
1:28:32	一時期仕様表に全部材料書き出した時期があるんですけども、もう主要な構造材ということであれば、この材料表を呼び出すという、
1:28:45	経緯があつて今材料書に

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:32:45	結構ですので、の再確認はこちらでもします皆さんの方でもよく確認してするようにしてください。特に最大貯蔵量はこれに限らずですけど、上限でいろんな評価にも使ったのインプットにもなる。
1:33:02	耐震であるとか電気会社遮へいですね、なりますので、きちんと整合のとれた形になってるかっていうのを今一度ですね、全部の棚、同様の事例がないか確認するようにしてください。
1:33:21	三菱原子燃料の中村です。承知いたしました。
1:33:31	規制庁オザワです。もう1点前回の資料のコメント回答のところなんですけれども、2661番、
1:33:41	溢水のところの三つ目のポツのところ、火災発生防止の観点から電気火災を想定しないのはなぜかということに対する回答が触れられていないので、コメント回答のほうに回答するようにお願いします。
1:33:58	以上です。
1:34:08	三菱原子燃料ナカジマです。承知いたしました。
1:34:22	原子力規制庁ナガイです。本日準備したコメントとそれから前回、本日ですね、書面で回答いただいた追加の確認は以上になります。ここでですねちょっとこれまで毎週金曜日にですね、
1:34:42	事実確認ということで、二つないし三つの技術基準の条文に対して、不明な点を確認してきたんですけども、これは例の全体、それから第4次第5次、
1:34:59	申請も含めて、ちょっと我々のほうで懸念してる事項がありますので、お伝えたいと思います。これは各担当者というよりは、管理統括者であるトミナガさんの方に申し出もしくはもう全社にお伝えを含めてですね。
1:35:17	全職員なり関係者にお伝えする。
1:35:22	ものですので、になります。これまでの審査ですね、いろいろ単純な誤記とかはもちろんあってはいけないんですが、特に警報とかですね。
1:35:38	インターロックの設計について、許可とかですね、技術基準を踏まえた設計になっていないと考えられる事象が依然として多く確認されています。
1:35:56	特に本日の面談ですね、お伝えしたいことは、第6次の今回の設工認について、10月の6日の第376回の審査会合ですね。
1:36:14	事業者の方では設工認申請書の品質向上のための取り組みについて説明し、10月30日に今回の補正を提出されているということですので、
1:36:29	そういうことで、我々の方でも再度確認していたんですが、特にインターロックの設定値の関係については、第5次、設工認でも何度もお伝えしていることなんですけど、
1:36:45	もう一度お伝えしたいと思います。これは具体的にいわゆる

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:53	認可基準である許可であるとか技術基準に適合していないという、
1:36:59	ことで確認されているものとして本日も幾つかお伝えしますが、臨界防止のインターロックが許可の核的制限値を超えて設定されている事象がありました。それから気体廃棄設備の負圧警報が、
1:37:16	第4次なりの建物で要求される負圧で警報を発しないという状況、それから、
1:37:28	核燃料物質を取り扱う貯槽の液位高のインターロックの設計が仕様表に記載されていないと、先ほどもちょっと若干、その対応、その他の求める許可で求める資料には書いてあるんですけど、
1:37:46	そういうような状況が見受けられます。
1:37:50	で、
1:37:51	インターロックの設定値の考え方については、第4次第5次設工認で何度もお伝えしてきておりますけれども、社内ですね、設工認申請書のチェック組織。
1:38:06	なり、設計部門に浸透していないんじゃないかということを懸念してますので、警報とかインターロックの設定値については、加工施設の安全を確保する上で、
1:38:21	重要な安全機能になりますので、安全機能の設計はですね、設工認申請書の作成に係る担当部門で発生した許可の基本的設計方針とか、技術基準の
1:38:37	要求事項に適合させるためのためにですね、今回いろいろ指摘している不適合の処置とかですね、それから、事業者内で設工認申請書の品質を確保するための是正処置、
1:38:54	こういうものが必要になるんじゃないかということで考えております。
1:39:01	ですね、このインターロックとか警報の設定値については、設計部門とかですね、設工認申請書の作成、それからチェック、
1:39:13	最終確認する品質管理確認委員会の各部門の要員に対してですね、設備機器の性能であるとか、強度等がですね、技術基準規則に適合していることを確認したもの、いわゆる設計確認値、
1:39:32	とか、それから安全裕度を踏まえて強化された値が守られた設計であるということを社内全体に認識するようにする対策をとるように、技術部門のトップである。
1:39:48	管理統括者のトミナガさんに、この場でお伝えしたいと思います。
1:40:00	実施したですね、教育の内容であるとか、再教育後に、この申請書のすべてのですね、警報インターロックを再確認していただいて、その確認した結果ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:18	何軒見てで、今回のように記載が漏れているとか、設定値が誤っているという状況については、次回以降の面談で説明をするようにしてください。
1:40:33	まだこれから来週以降ですね、設計基準事故に係る警報とかインターロックに係る面談を予定しておりますけれども、その面談については、事業者による再確認結果の
1:40:49	説明を受けた後に実施したいと思います。
1:40:54	私の方からは以上になります。事業者の方の対応についてご説明をお願いします。
1:41:05	三菱原子燃料のトミナガでございます。
1:41:08	今ご指摘いただいた件、社内で不適合処置として適切に展開して、チェックしたものと報告させていただきたいと思います。
1:41:23	よろしく申し上げます。
1:41:26	原子力規制庁ナガイです。
1:41:30	そうですね。時間的にもそんなにはないと思いますけれども、確実な対応をするようにしてください。
1:41:38	以上です。
1:41:53	はい。規制庁アリタです。こちらからの指摘は以上になります。
1:41:59	他、何か追加の連絡とか指摘とか等ございますでしょうか。
1:42:12	ないようでしたらこれで終わりたいと思います。
1:42:15	お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。